

動物用医薬品の適正な取扱いについて

令和5年11月、牛乳等から動物用医薬品由来の抗菌性物質が検出されたことに伴う製品の回収事案が発生しました。

獣医師の皆様におかれましては、引き続き動物用医薬品の適正な取扱いをよろしくお願いいたします。

1. 診断書の交付等

獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をしてはいけません。

2. 診療簿

獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に遅滞なく記載しなければなりません。また、診療簿は牛においては8年間保管する必要があります。

3. 獣医師による動物用医薬品の使用の特例

獣医師は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、出荷制限期間を出荷制限指示書により指示しなければなりません。

要指示医薬品の投与を動物の所有者又は管理者に指示して行わせる場合は、下記について指導・徹底をお願いします。

- 用法及び用量、休薬期間、使用禁止期間等の注意事項の確認
- 指示を逸脱した使用をしないよう指導

飛騨家畜保健衛生所（飛騨総合庁舎内）

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp

TEL: 0577-33-1111（内線403） FAX: 0577-32-9019

※閉庁時には「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

参考

1. 診断書の交付等

【獣医師法 第十八条】

獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他省令で定める医薬品の投与、処方をしてはならない。

2. 診療簿

【獣医師法 第二十一条(第一項、第二項)】

- 1 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に遅滞なく記載しなければならない。
- 2 獣医師は、前項の診療簿を三年以上で省令で定める期間保存しなければならない。

3. 獣医師による動物用医薬品の使用の特例

【動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令 第五条】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の第八十三条の四第二項ただし書の規定により、別表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳、その他食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間を出荷制限指示書により指示しなければならない。